
下妻市土砂等による土地の埋立て等の
規制に関する条例

申 請 の 手 引 き

下妻市市民部生活環境課

平成31年5月

【 目 次 】

1	条例及び施行規則の改正について	1
2	下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について	2
(1)	土砂等とは	2
(2)	改良土とは	2
(3)	土地の埋立て等とは	2
(4)	事業及び事業区域について	2
(5)	市、事業を行う者の責務	3
3	他の法令等の適用確認	3
4	許可が必要となる事業について	6
(1)	適用除外となる事業とは	6
5	許可の基準（要件）について	7
(1)	土砂等の性質に関する基準	7
(2)	土砂等の汚染状態に関する基準	7
(3)	土砂等の発生元に関する基準	7
(4)	事業の施工に関する技術的基準	7
(5)	生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に関する基準	7
(6)	申請者の欠格事項に関する基準	7
	土地の埋立て等事業を実施する方への留意事項	9
(1)	申請者について	9
(2)	事業区域、対象となる事業	9
(3)	事業に用いる土砂等	9
(4)	その他	9
6	許可申請の手続きについて	10
(1)	許可申請書の提出	10
(2)	下妻市土砂等埋立審査会	10
(3)	許可（不許可）の決定	10
7	許可取得後に必要な手続きについて	10
(1)	事業開始の届出	10
(2)	標識の設置	10
(3)	変更の許可の申請	10
(4)	事業休止等の届出	11
(5)	許可を受けた者についての相続、合併または分割があった場合	11
(6)	帳簿への記載等	11
(7)	土壌の調査等	12
(8)	書類の備え付け及び閲覧	12
(9)	事業の完了	12

土地の埋立て等事業許可申請書等作成要領	13
1 土地等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第2号）の記載	13
2 許可申請書添付書類（申請所第2面・第3面に記載）の作成	14
土地の埋立て等事業許可申請書の必要書類チェック表	19
下妻市土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例	21
下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	31
別表第1（第2条関係）	40
別表第2（第2条関係）	40
別表第3（第6条、第7条関係）	42
別表第4（第6条、第7条関係）	45

1 条例及び施行規則の改正について

条例及び施行規則のこれまでの改正は、以下のとおり。

○ 平成31年5月1日 条例第13号

- 1 原材料の除外規定の削除（条例第2条第1項第3号）
- 2 施工基準遵守義務規定の変更（条例第4条第4項）
- 3 改善勧告規定の変更（条例第22条）

○ 平成31年5月1日 規則第20号

- 1 施工基準遵守規定の変更（規則第2条）
- 2 許可を受ける必要のない事業の見直し（規則4条第1項第5号）
- 3 土地の形質の変更を伴う一時堆積の制限（規則第5条第1項第5号）
- 4 一時堆積を行う者の制限（規則第5条第1項第6号）
- 5 別表第2 施工基準の変更（第2条関係）
 - (1) 標識設置義務規定の追加
 - (2) 道路管理者の指示の遵守義務規定の追加

2 下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

下妻市においては、首都圏からの土砂等による埋め立て、盛土の事案が増えてきたことから、必要な規制を行い、環境の悪化と災害の発生を未然に防止することを目的とした「下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」を平成2年に制定しました。

その後、条例の適用範囲の変更や罰則の強化を図ることを目的に「下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」を平成29年に全部改正したものが「下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」です。

平成31年3月には、不適正事案の再発を防止し、規制をより強化することを目的に、「下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正を行いました。

(1) 土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く自然物をいいます。

具体的には、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト（微砂）、粘土などをいい、有価物であるか無価物であるかは問いません。

(2) 改良土とは

土砂等（泥土を含む。）にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理を行い、土質を改良したものをいいます。安定処理などをした土砂等（改良土）は、元の性質等が判別できなくなるため土地の埋立て等に使用することを禁止しています。

(3) 土地の埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積をいいます。

①埋立て

周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること。

②盛土

周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの。

③堆積

周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの。

いわゆる谷津田の埋立てについては、周辺地盤面より高くなり、のり面が発生することから、盛土となります。

(4) 事業及び事業区域について

事業とは、土地の埋立て等を行う行為をいいます。事業区域とは、埋立て等を計画している区域の土地の登記簿上に記載されている面積ではなく、実際に土地の埋立て等を行う区域の面積をいいます。

(5) 市、事業を行う者等の責務

市、事業を行う者、土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する業務を行う者、土地の所有者それぞれの責務について、次のとおり定めています。

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における事業の状況を把握し、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携して事業が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業を行う者の責務)

第4条 事業を行う者は、事業を行うに当たっては、事業区域の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、次に掲げる事項に関し必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業区域周辺の道路、水路、橋りょうその他の公共施設（次項において「公共施設」という。）の破損の防止
- (2) 事業区域及びその周辺に対するいつ水の防止
- (3) 土砂の崩壊又は流出の防止
- (4) 事業施工の際の安全対策及び公害の防止
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業区域周辺の生活環境の保全及び災害の防止のために市長が必要と認める事項

2 事業を行う者は、事業により公共施設を破損した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。

3 事業を行う者は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

4 事業(第7条第1項第3号の事業を除く。)を行う者は、規則で定める施工基準を遵守しなければならない。

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により事業が行われる場合にあつては、当該事業を行う者により適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等を運搬する業務を行う者は、事業に用いられる土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等により不適正な事業が行われることのないよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、その所有する土地を事業を行う者に使用させる場合にあつては、当該事業を行う者により適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

3 他の法令等の適用の確認

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る必要があります。

- ① 事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会（生涯学習課）に書面で確認してください。
- ② 事業を実施する区域（土地）内に、法定外道路（赤道）や法定外水路（青道）がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするの

か等を市建設課に確認してください。

- ③ 事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続きが必要であるので、市農業委員会に確認してください。
- ④ 事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、市農政課又は県西農林事務所に必要な手続きを確認してください。
- ⑤ 現場事務所建設（仮設対応を含む。）については、建築確認を所掌する機関（県西県民センター建築指導課）に、規模、条件等を確認してください。
- ⑥ 1,000 平方メートル以上の一時堆積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であるので、県西県民センター環境・保安課に確認してください。
- ⑦ 上記以外の他、別表に記載する土地利用規制関係法令などで規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになるので関係行政機関に所要の手続きを行ってください。
さらに、条例第 8 条第 4 号で定める事業の施工計画に係る技術上の基準に関しては、別表に掲げる法令等の許認可等に係る基準が優先されることとなるので（条例以上の規制がかかる場合もある）、それぞれ関係行政機関に十分確認し、指導を受けてください。

別表・・・条例第 8 条第 4 号に定める技術上の基準については、以下の法令等の許認可等が優先する。

- 1 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 の規定による許可を要する開発行為並びに同法第 31 条、第 34 条第 2 項及び第 44 条において準用する第 34 条第 2 項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 2 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定による許可を要する行為
- 3 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条の規定による許可を要する行為
- 4 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 4 条第 1 項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 7 項の規定による特別保護区の区域内における許可を要する行為
- 6 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 1 項の規定による漁港区域内の水域または公共空地における許可を要する行為
- 7 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項の規定による港湾区域及び港湾隣接地域内における許可を要する行為

- 8 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第 32 条第 1 項の規定による道路の占用の許可及び同法第 91 条第 1 項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 13 条第 3 項の規定による特別地域内及び第 14 条第 3 項の規定による特別保護地域内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 号第 1 項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項及び第 58 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 14 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の規定による施行地域内における許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 16 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可を要する行為並びに農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて（平成 3 年 4 月 1 日付け農管第 600 号茨城県農地部長通知）による届出を要する行為
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 15 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 18 都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為
- 19 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為

4 許可が必要となる事業について

下記の適用除外となる事業を除き、事業を実施する場合は、事前に許可を受けなければなりません。無許可で事業を実施した場合は、撤去などの措置命令や処罰の対象にもなりますので、必ず所定の手続き等を行って許可を受けてから実施してください。

(1) 適用除外となる事業とは

本条例における適用除外となる事業は以下のとおりです。これらに該当する事業については、本条例の許可の取得は必要ありません。

- ① 事業区域の面積が 5,000 平方メートル以上の土地における事業（5,000 平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域と合算した面積が 5,000 平方メートル以上となるものを含む。）
- ② 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- ③ 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、自動車安全運転センター、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人等が行う事業
- ④ 採石法、砂利採取法の規定による認可を受けて行う事業
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において行う事業
- ⑥ 土壌汚染対策法の規定による指示措置等として行う事業又は同法の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う事業
- ⑦ 建築基準法の規定による確認を受けて行う事業（自己用住宅等に限る。）
- ⑧ 非常災害が発生した後の必要な応急措置として行う事業
- ⑨ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- ⑩ 農地を改良するための客土を行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。
 - ア 事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満であること。
 - イ 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成 3 年農管第 600 号農地部長通知）第 3 第 2 項の規定による農地改良協議を行い同意を得ていること。
- ⑪ 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常の管理行為のために行う事業
- ⑫ 建設工事その他の工事に利用し、又は販売するための土砂等であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもののみを用いて一時的に行う事業（事業区域の土地の形質の変更を伴わない堆積に限る。この号において同じ。）。ただし、イ又はウに掲げる土砂等を用いて行う事業については、事業区域の面積が 300 平方メートル未満のものに限る。
 - ア 採石法、砂利採取法その他の法令に基づき許認可等を受けた採取場において採取した土砂等
 - イ 既利用地ではない自然地盤の土地から採取した土砂等（産地の証明が可能な土砂等その他採取場所を明らかにすることができる土砂等に限る。）であって、アに掲げる土砂等以外の

もの

ウ 事業を行おうとする者（建設業法第 3 条の許可を受けた者に限る。）自らが行った建設工事その他の工事において発生した土砂等

5 許可の基準（要件）について

許可を受けるための基準（要件）は次のとおりです。許可を申請するにあたり、これらの基準（要件）に適合したものでなければなりません。

（1）事業の施工に関する技術的基準

その事業の施工に関する計画が規則別表第 1 で定める基準に適合していること。

（2）生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に関する基準

その事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則別表第 2 で定める基準に適合していること。

（3）土砂等の汚染状態に関する基準

その事業に用いる土砂等の有害物質（鉛、ヒ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則別表第 3 左欄で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則別表第 3 中欄で定める基準に適合しているものであること。

（4）土砂等の発生元に関する基準

その事業に用いる土砂等が、茨城県内から発生したものであり、かつ、一時保管場所や仮置場等を経由しないものであること。

（5）土砂等の性質に関する基準

その事業に用いる土砂等の性質が、改良土を除く建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）別表第 1 に掲げる第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土又は第 3 種建設発生土に該当し、かつ、土砂等の水素イオン濃度指数が規則別表第 4 中欄で定める基準に適合しているものであること。

（6）申請者の欠格事項に関する基準

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

ウ この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関す

- る法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- エ 第21条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る下妻市行政手続条例（平成9年下妻市条例第2号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- オ 第23条又は第24条の規定により命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）
- カ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（サにおいて「暴力団等」という。）
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当する者
- ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- サ 暴力団等がその事業活動を支配する者

土地の埋立て等事業を実施する方への留意事項

(1) 申請者について

許可申請は、土地の使用する権原を有する者が行うものとし、埋立て等の工事を請け負った者が申請者となることはできません。

(2) 事業区域、対象となる事業

① 事業区域の面積については、実際に当該埋立て等の用に供する区域の面積をいい、保安区域、進入道路や現場事務所等は含みません。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立て等をする区域が対象となります。(たとえ隣接地でも許可対象となります。)

② 事業区域が、変更により 5,000 平方メートル以上となった場合は、その時点で県残土条例の許可が必要となることから、5,000 平方メートルの事業を計画した時点で、手続きについて県廃棄物対策課に確認する必要があります。

(3) 事業に用いる土砂等

① 土砂等の性質については、第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土及び第 3 種建設発生土(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 19 号)別表第 1 に掲げられたもの)に該当するもので、水素イオン濃度指数が 4 以上 9 以下のものであること。

建設汚泥を中間処理した改良土及び第 4 種建設発生土等を石灰等で処理した土砂等を事業に用いることはできません。

② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、条例にいう土砂等には分類されないため、それらによる事業は許可になりません。

③ 事業に用いる土砂等の発生元証明書、土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、発生場所ごとに必要です。

土砂等の発生場所については、市の担当職員が現地確認を行うので、許可申請をする場合や、土砂の発生場所を変更する許可の申請をする場合は、現地確認の日程等の調整をしてください。

④ スtockヤード等に既に堆積した土砂等による事業については許可になりません。

(4) その他

土壌調査結果については、申請する日前 6 か月以内のものを添付してください。

6 許可申請の手続きについて

(1) 許可申請書の提出

「土地の埋立て等事業許可申請書等作成要領」(12 ページ)を参考にして、許可申請書を作成のうえ、提出してください。

申請書提出期限は、毎月 15 日(15 日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)午後 5 時 15 分までです。

添付書類等全て揃った状態での申請受付となります。書類の不足がないよう、事前に十分な打合せをお願いします。

(2) 下妻市土砂等埋立審査会

本条例に基づく申請を審査する下妻市土砂等埋立審査会は、申請月の翌月 15 日以降に開催します。申請書受理後、審査会開催に先立ち土砂排出元及び事業計画地の現地調査を行います。

事前審査等が終了し審査会への上程案件となった時点で、審査会用資料(主に図面等を添付書類から抜粋)を 15 部提出してください。

(3) 許可(不許可)の決定

申請から決定通知が交付されるまで 2 か月程度は要しますので、計画期間については十分に時間を取ってください。

7 許可取得後に必要な手続きについて

許可を取得した後は、事業開始の届出、標識の設置、各種届出、帳簿の作成、土壌調査などが必要になります。

(1) 事業開始の届出

許可を受けた者は、事業の施工を開始しようとするときは、事業開始 7 日前までに、土砂等による土地の埋立て等事業開始届(様式第 10 号)により、その旨を市長に届け出なければなりません。

(2) 標識の設置

許可を受けた者は、事業の施工期間中、事業区域に、事業表示板及び危険防止表示板(様式第 11 号)を設置しなければなりません。

(3) 変更の許可の申請

次の事項を変更しようとするときは、事前に土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書(様式第 12 号)に変更事項に関する書類や図面を添付して提出し、許可を受けなければなりません。

① 事業の目的

- ② 事業区域の面積
- ③ 事業を行う期間（当該期間を短縮させるものを除く）
- ④ 事業に用いる土砂等を発生させる者
- ⑤ 事業に用いる土砂等の発生の場所
- ⑥ 事業に用いる土砂等の数量（当該土砂等の数量を減少させるものを除く）
- ⑦ 事業の施工に関する計画（事業の期間の短縮、土砂等の数量の減少、請負人の変更に伴うものを除く）
- ⑧ 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- ⑨ 事業を請け負わせる者（氏名又は名称及び住所のみの変更である場合を除く）

（４）事業休止等の届出

許可を受けた者は、事業を30日以上休止し、若しくはその事業を再開しようとする場合又は事業を廃止しようとする場合には、土砂等による土地の埋立て等事業休止（再開・廃止）届（様式第14号）により、あらかじめその旨を市長に届け出なければなりません。

（５）許可を受けた者について相続、合併又は分割があった場合

許可を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権限を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継します。

この場合、許可を受けた者の地位を承継した者は、地位承継届（様式第15号）により、次に掲げる書類を添えて地位承継のあった日から10日以内に市長に届け出なければなりません。

- ① 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- ② 市規則第5条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）
- ③ 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

（６）帳簿への記載等

許可を受けた者は、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第16号）により、毎日記録しなければなりません。

許可を受けた者は、当該許可に係る事業に着手した日から当該事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間ごとに、当該各期間の経過後1月以内に、土地の埋立て等状況報告書（様式第17号）により、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければなりません。

報告する事項は以下の通りです。

- ① 事業区域の位置及び面積
- ② 事業に用いる土砂等の数量
- ③ 事業に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量
- ④ 報告に係る期間内に事業を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済

量及びその合計量

- ⑤ 事業に着手してから報告に係る期間の末日までに事業を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

上記報告書には次に掲げる書類を添付してください。

- ① 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し
- ② 報告に係る期間の末日における事業区域の構造に関する図面

(7) 土壌の調査等

許可を受けた者は、当該許可に係る事業に着手した日から当該事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間ごとに、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を市長に報告しなければなりません。

この調査は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければなりません。

調査に使用する土砂等の採取方法、分析方法は、許可申請時の方法と同じ方法になります。

調査の結果にかかる報告は、土壌調査結果報告書（様式第18号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行ってください。

- ① 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- ② 採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(8) 書類の備付け及び閲覧

許可を受けた者は、許可を受けた日から、事業を終了した日から5年を経過する日まで、次の書類を事務所等に備え置き、周辺の地域住民など利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

- ① 許可申請書の写し
- ② 帳簿
- ③ 変更許可申請書の写し
- ④ 開始、休止、再開、廃止等の届出書の写し
- ⑤ 土地の埋立て等状況報告書の写し
- ⑥ 土壌調査結果報告書の写し
- ⑦ 事業の施工状況その他必要な事項についての報告書の写し

(9) 事業の完了

許可を受けた者は、当該許可に係る事業が完了したときは、その完了の日から7日以内に市長に事業完了届（様式第19号）を提出し、市長の確認を受けなければなりません。

土地の埋立て等事業許可申請書等作成要領

- 提出部数は2部とする。申請者の控えが必要な場合は、別途用意すること。
- 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、申請書添付書類にはインデックス等で見出しをつけること。
- 図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等にその旨を明記しておくこと。
- 行政書士等が申請を代理する場合、委任状を添付すること。

1 土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第2号）の記載

(1) 申請者

土地の埋立て等を行う者（土地を使用する権原を有する者に限る。）を記載すること。申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
また、申請者の印は実印を押印すること。

(2) 事業の目的

埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、当該事業を行う目的を簡潔に記載すること。

(3) 事業区域の位置及び面積

位置については、事業区域の地番を全て記載すること。または、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載し、別紙で地番の一覧を添付すること。

面積については、事業区域の実測による面積を記載すること。

(4) 事業を行う期間

事業に用いる土砂等の搬入計画などから期間を記載すること。ただし、申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合には、その土地を使用する権原を証する書面を添付し、当該書面に記載された期間の範囲内の期間として記載すること。また、農地転用等の他法令の許可にかかる場合は当該許可の期間内とすること。

(5) 事業に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所

事業に用いる土砂等の発生元事業者名及び当該土砂等の発生場所の地番を記載すること。なお、当該土砂等の発生元が複数予定される場合は、別紙で一覧を添付すること。

(6) 事業に用いる土砂等の数量

予定容量計算書による量を記載すること。

(7) 事業の施工に関する計画

「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。当該計画は、施行規則別表第1に規定

する技術上の基準に適合した施工計画とする。(他の法令等の許認可等に係る技術上の基準が優先される場合はその基準に適合したものであること。)

事業の施工の開始から完了までの間の各工事種別、その工程ごとに、申請書添付書類の計画平面図等の内容に対応した文言を記載すること。

(8) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。当該計画書には、施行規則別表第2に対応した区分を設け、それらの対策等について具体的に記載すること。

(9) 事業の請負人

申請者から直接事業に係る工事を請け負った者の氏名及び住所を記載すること。請負人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

事業を行おうとする者が自ら施工する場合は、その旨を記載すること。

(10) 施工管理者の氏名及び電話番号

施工管理者は、以下のすべてに該当する者を選任すること。

- ・事業を施工する者又はその被用者であること。
- ・事業を施工するために必要な能力を持った者であること。
- ・事業の施工中に現場に常駐できること。

(11) 第4面・第5面

該当する者について、氏名、ふりがな、生年月日、性別、本籍、住所等を記載すること。各欄に記載しきれないときは、別紙に記載し、その書面を添付すること。

「役員」の欄に記載する役員は、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

2 許可申請書添付書類（申請書第2面・第3面に記載）の作成

(1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図

①位置図：縮尺は1/25,000～1/10,000程度とし、道路、地勢等周辺状況が判別できるものとする
こと。

②見取図：縮尺は1/2,000程度で、事業区域の周辺500メートルの範囲を含むものとし、住居の立地状況等周辺状況が判別できるものとする
こと。

周辺住民等から事業の施工に関し同意書を取得している場合にあつては、当該住民の住居の位置等も見取図に記入すること。

(2) 申請者の住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの）（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

- ・申請する日前3か月以内に発行されたものを添付すること。

(3) 申請者にかかる以下の書類

- ・ 法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ・ 本籍のある市町村の長が発行する破産宣告の通知を受けていないことの証明書(身分証明書)

(4) 申請者が条例第8条第6号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第3号)

(5～8) 欠格要件に該当しない者であることを証する書類

法定代理人、法人の役員(申請者が法人である場合)、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、規則第6条第6項で定める使用人について、これらに該当する者がある場合、その者の以下の書類を添付すること。

- ・ 住民票の写し(本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの)
- ・ 法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ・ 本籍のある市町村の長が発行する破産宣告の通知を受けていないことの証明書(身分証明書)

※規則第6条第6項で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(9) 土地所有者一覧表

- ・ 事業区域及び隣接地の土地所有者の住所及び氏名、地名及び地番、地目、面積を明示したものとすること。

(10) 事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

- ① 土地の登記事項証明書: 事業区域内の土地について全筆。申請する日前3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ② 地図又は公図: 事業区域及びその隣接地を含むものとし、地番、地目、面積、土地所有者の住所及び氏名を明示したものとすること。また、事業区域は朱書きすること。なお、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載すること。

(11) 申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面

(12) 申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し

(13) 施工管理者であることを証する書面

- ・事業を施工する者と施工管理者の雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し、給料の支払い状況がわかる書類、在職証明書等のいずれか）を添付すること。

(14) 土地の所有者の同意書（様式第4号）の写し

- ・土地所有者が自ら事業を行う場合は不要。
- ・土地所有者が死亡している場合、法定相続人の同意書、相続関係を確認することができる書類の写しを添付すること。
- ・土地所有者と事業を行う者が親子の場合でも必要。

(15) 隣接地権者の同意書（様式第4号の2）及び周辺住民の同意書（様式第4号の3）の写し並びに同意取得の範囲を示す図面

- ・隣接地権者の同意取得の範囲は、公図上隣接している地権者のみとし、公道、公共用水路に接している場合は不要。
- ・周辺住民の同意取得の範囲は、事業区域の搬入口から土砂搬入経路に沿って100m以内に居住する者又は事業を営んでいる者（※土地所有者ではない）とする。
- ・同意取得の範囲を示す図面は、縮尺1/2,000程度で住居の立地状況等周辺状況が判別できる図面に事業区域、搬入口、搬入経路を記載し、対象となる住居及び事業所を示すこと。前出の見取図に記載した場合はそれをもって足りる。
- ・やむを得ない理由により同意が得られない場合は、その内容を記載した理由書を添付すること。

(16) 事業に用いる土砂等の搬入計画（様式第5号）

(17) 土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第6号）

- ・複数の発生元がある場合は、その現場ごとに必要となる。
- ・残土を発生させる工事の元請業者が作成・押印した原本を提出すること。
- ・事業に用いる土砂等が建設発生土でない場合は、譲渡元事業者が発行する当該土砂等を譲受けたことを証する書類（譲渡証明書）を添付すること。譲渡証明書は「申請の手引き別冊様式集」記載の様式により作成すること。

(18) 土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第6号の2）

- ・下請け業者、運搬業者等が複数になる場合、別紙に全て記載すること。

(19) 事業に用いる土砂等の搬入経路図

- ・土砂等の発生場所ごとの現場から事業区域までの土砂等の搬入経路を明記すること。
- ・土砂等の発生場所が遠方の場合は、適切な縮尺の道路地図等を用いて図示すること。

- (20) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- ・図面の縮尺は、事業区域の現況の形状が判別できるものとする。また、面積計算書は実測に基づくものとし、求積図等を添付すること。
- (21) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- ・図面の縮尺は、事業の完了後の形状が判別できるものとする。
 - ・雨水排水計画図には、当該雨水排水計画の根拠となった流量計算書等を添付すること。
- (22) 事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- ・土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面については、土砂等発生元の現場案内図（縮尺1/10,000～1/3,000程度）を添付すること。
- (23) 事業に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図
- (24) 事業に用いる土砂等の予定容量計算書
- (25) 事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第7号）及び地質分析結果証明書（様式第8号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）（当該事業に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面）
- ・位置図は採取場所が確認できる平面図とし、現場写真の撮影方向を併せて明記すること。
 - ・土壌の調査方法は、施行規則第5条第4号に規定する方法によること。
- (26) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (27) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- ・事業の施工にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許認可等の許可書等又は当該許可申請書等の写し（当該許認可機関の受付印が押印されているもの）を添付すること。
- (28) 事業区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類

- ・事業区域の土地の地耐力（支持力と沈下）を明らかにしておくため、スウェーデン式サウンディング試験、平板載荷試験、ボーリング試験等を実施し、事業による支持力と沈下等を評価した対策を検討すること。また、その結果を示す書類を添付すること。

（29）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

土地の埋立て等事業許可申請書の必要書類チェック表

事 項		チェック
目次	申請書類には、インデックス等で見出しをつけること。	
委任状	事業者が申請を委任する場合、委任状	
申請書	土地の埋立て等事業許可申請書（様式第2号）	
添 付 書 類	(1) ・事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図	
	(2) ・申請者の住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの） ・申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書 ・申請者の印鑑登録証明書	
	(3) ・申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・申請者の身分証明書	
	(4) ・申請者が条例第8条第6号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式第3号）	
	(5) <申請者が未成年者である場合> ・法定代理人の住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの） ・法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・法定代理人の身分証明書 ・法定代理人が法人の場合、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの）、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員の身分証明書	
	(6) <申請者が法人である場合> ・役員の住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの） ・役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・役員の身分証明書	
	(7) <申請者が法人である場合> ・100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者の住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの） ・それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びにそれらの者の身分証明書 （これらの者が法人である場合、法人の登記事項証明書）	
	(8) <申請者に規則第6条第6項に規定する使用人がある場合> ・使用人の住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの） ・使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・使用人の身分証明書	
	(9) ・土地所有者一覧表	
	(10) ・事業区域の土地の登記事項証明書 ・不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し	
	(11) ・申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合、土地を使用する権原を証する書面	
	(12) ・申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合、請負契約書の写し	
	(13) ・施工管理者であることを証する書面	

事 項		チェック	
添 付 書 類	(14)	・土地の所有者の同意書（様式第4号）の写し	
	(15)	・隣接地権者の同意書（様式第4号の2）の写し ・周辺住民の同意書（様式第4号の3）の写し ・同意取得の範囲を示す図面 ・同意が得られない場合は経緯を記載した理由書	
	(16)	・事業に用いる土砂等の搬入計画（様式第5号）	
	(17)	・土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第6号） ・事業に用いる土砂等が建設発生土でない場合は譲渡証明書	
	(18)	・土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第6号の2）	
	(19)	・事業に用いる土砂等の搬入経路図	
	(20)	・事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	
	(21)	・事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図	
	(22)	・事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書	
	(23)	・事業に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合、土質柱状図	
	(24)	・事業に用いる土砂等の予定容量計算書	
	(25)	・事業に用いる土砂等の発生場所の土壌調査試料の採取地点位置図 ・事業に用いる土砂等の発生場所の土壌調査試料の採取の現場写真 ・土壌調査試料採取報告書（様式第7号） ・地質分析結果証明書（様式第8号） ・当該事業に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面	
	(26)	・擁壁を設置する場合、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
	(27)	・法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類 (書類名：) (書類名：) (書類名：)	
(28)	・事業区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類		
(29)	その他必要と認める書類 ・道路及び水路を工事、占用若しくは一時使用する場合は当該許可書の写し ・埋蔵文化財の有無に関する回答書の写し		

下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成29年6月30日

下妻市条例第13号

下妻市土砂等による土地の埋立、盛土、及びたい積の規制に関する条例（平成2年下妻市条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く自然物をいう。
- (2) 改良土 土砂等（泥土を含む。）にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理を行い、土質を改良したものをいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。
- (4) 事業 土地の埋立て等を行う行為をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市の区域内における事業の状況を把握し、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携して事業が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業を行う者の責務）

第4条 事業を行う者は、事業を行うに当たっては、事業区域の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、次に掲げる事項に関し必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業区域周辺の道路、水路、橋りょうその他の公共施設（次項において「公共施設」という。）の破損の防止
- (2) 事業区域及びその周辺に対するいつ水の防止
- (3) 土砂の崩壊又は流出の防止
- (4) 事業施工の際の安全対策及び公害の防止

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業区域周辺の生活環境の保全及び災害の防止のために市長が必要と認める事項

2 事業を行う者は、事業により公共施設を破損した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。

3 事業を行う者は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業（第7条第1項第3号の事業を除く。）を行う者は、規則で定める施工基準を遵守しなければならない。

（土砂等を発生させる者等の責務）

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により事業が行われる場合にあつては、当該事業を行う者により適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等を運搬する業務を行う者は、事業に用いられる土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等により不適正な事業が行われることのないよう必要な配慮をしなければならない。

（土地の所有者の責務）

第6条 土地の所有者は、その所有する土地を事業を行う者に使用させる場合にあつては、当該事業を行う者により適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（事業の許可等）

第7条 事業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

(1) 事業区域の面積が5,000平方メートル以上の土地における事業（5,000平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域と合算した面積が5,000平方メートル以上となるものを含む。）

(2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であつて、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの

(3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う事業

(4) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業であつて、規則で定めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業

2 前項の許可を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の目的
- (3) 事業区域の位置
- (4) 事業区域の面積
- (5) 事業を行う期間
- (6) 事業に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 事業に用いる土砂等の発生の場所
- (8) 事業に用いる土砂等の数量
- (9) 事業の施工に関する計画
- (10) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- (11) 事業を他の者に請け負わせる場合にあつては、当該請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の許可に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項又は第12条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

- (1) その事業の施工に関する計画が規則で定める基準に適合していること。
- (2) その事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則で定める基準に適合していること。
- (3) その事業に用いる土砂等の有害物質（鉛、ヒ素、トリクロロエチレンその他の物質であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しているものであること。

- (4) その事業に用いる土砂等が、茨城県内から発生したものであり、かつ、一時保管場所や仮置場等を経由しないものであること。
- (5) その事業に用いる土砂等の性質が、改良土を除く建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当し、かつ、土砂等の水素イオン濃度指数が規則で定める基準に適合しているものであること。
- (6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ウ この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- エ 第21条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る下妻市行政手続条例（平成9年下妻市条例第2号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- オ 第23条又は第24条の規定により命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）
- カ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過し

ない者（サにおいて「暴力団等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団等がその事業活動を支配する者
(事業の開始)

第9条 第7条第1項の規定により許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、事業を開始しようとするときは、事業開始7日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(施工基準の遵守)

第10条 許可を受けた者は、事業を施工するに当たっては、規則で定める施工基準を遵守しなければならない。

(標識の設置)

第11条 許可を受けた者は、事業の施工期間中、事業区域に規則で定める標識を設置しなければならない。

(事業内容等の変更)

第12条 許可を受けた者は、第7条第2項第2号若しくは第4号から第10号までに掲げる事項又は事業を請け負わせる者を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可については、第7条第4項及び第8条の規定を準用する。

(事業休止等の届出)

第13条 許可を受けた者は、事業を30日以上休止し、若しくはその事業を再開しようとする場合又は事業を廃止しようとする場合には、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第14条 許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に事業を行わせてはならない。

(施工管理者の設置等)

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(次項において「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業を施工するときは、施工管理者に、当該事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(地位の承継)

第16条 許可を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権限を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(帳簿への記載等)

第17条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業に着手した日から当該事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該事業を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該事業を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該各期間の経過後1月以内に、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(土壌の調査等)

第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業に着手した日から当該事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該事業を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該事業を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後1月以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る申請書の写し、第

17条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該事業に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(事業の完了)

第20条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業が完了したときは、その完了の日から7日以内に市長に事業完了届を提出し、市長の確認を受けなければならない。

(許可の取消し)

第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けた場合
- (2) 第14条の規定に違反した場合
- (3) 第23条の規定による命令に従わない場合

2 市長は、許可を受けた者が、正当な理由がなく、当該許可を受けた日から起算して6月以内に当該許可に係る事業に着手せず、又は引き続き6月以上当該許可に係る事業を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

(改善勧告)

第22条 市長は、事業（第7条第1項第3号の事業を除く。）を行う者が第4条第4項の規則で定める施工基準に違反して事業を施工しているとき、又は許可を受けた者が第7条第4項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件若しくは第8条各号に定める許可の基準又は第10条の規則で定める施工基準に違反して事業を施工しているときは、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業の停止を命じ、又は期限を定め、原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(措置命令等)

第24条 市長は、第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けずに事業を行った者に対し、当該事業の中止を命じ、又は期限を定め、原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(代執行)

第25条 市長は、第23条又は第24条の規定による命令を受けた者が指定された期間内に

命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（関係行政機関への照会等）

第26条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

2 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、事業を行う者、事業に用いる土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する業務を行う者、事業を行う土地の所有者その他事業の関係者（次条において「事業を行う者等」という。）に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業を行う者等に対し、事業の施工状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして事業区域又は事業を行う者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、事業の施工状況若しくは土砂、車両、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（違反事実の公表）

第29条 市長は、第23条又は第24条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該命令の内容、当該命令を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に

処する。

- (1) 第7条第1項の許可を受けずに事業を行った者
- (2) 第12条第1項の許可を受けずに、許可に係る事業内容等を変更して事業を行った者
- (3) 第14条の規定に違反した者
- (4) 第23条又は第24条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第28条第1項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせずに事業を開始し、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条の規定に違反した者
- (3) 第13条の規定による届出をせずに事業を休止し、再開し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第17条第2項、第18条又は第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を行う土地の埋立て等について適用し、この条例の施行の日前に申請を行う土地の埋立て等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う土地の埋立て等について適用し、この条例の施行の前に行う土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成29年6月30日

規則第20号

下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成2年下妻市規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成29年下妻市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施工基準）

第2条 条例第4条第4項及び条例第10条の規則で定める施工基準は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

（条例第7条第1項第3号の規則で定める者）

第3条 条例第7条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

2 前項第9号の規定により市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表
(条例第7条第1項第4号の規則で定める事業)

第4条 条例第7条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業
- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項の規定による指示措置等として行う事業又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う事業
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う事業で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 自己の居住又は使用の用に供する住宅の建築
 - イ 建築物の増築又は改築（当該建築物の敷地について区画形質の変更がないものに限る。）(条例第7条第1項第5号の規則で定める事業)

第5条 条例第7条第1項第5号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 非常災害が発生した後の必要な応急措置として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業
- (3) 農地を改良するための客土を行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 事業区域の面積が3,000平方メートル未満であること。
 - イ 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3第2項の規定による農地改良協議を行い同意を得ていること。
- (4) 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常管理行為のために行う事業
- (5) 建設工事その他の工事に利用し、又は販売するための土砂等であつて、次のアからウまでの

いずれかに該当するもののみを用いて行う事業（事業区域の土地の形質の変更を伴わない一時的な堆積に限る。以下この号において同じ。）。ただし、イ又はウに掲げる土砂等を用いて行う事業については、事業区域の面積が300平方メートル未満のものに限る。

ア 採石法、砂利採取法その他の法令に基づき許認可等を受けた採取場において採取した土砂等

イ 既利用地ではない自然地盤の土地から採取した土砂等（産地の証明が可能な土砂等その他採取場所を明らかにすることができる土砂等に限る。）であって、アに掲げる土砂等以外のもの

ウ 事業を行おうとする者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けた者に限る。）自らが行った建設工事その他の工事において発生した土砂等（許可の申請）

第6条 条例第7条第2項の申請書は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第7条第2項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の施工を管理する者（以下「施工管理者」という。）の氏名及び電話番号
- (2) 申請者が条例第8条第6号クに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名、生年月日、性別、本籍及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名、生年月日、役職名、性別、本籍及び住所）
- (3) 申請者が個人である場合にあつては、その生年月日、性別及び本籍
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、役員の氏名並びに代表者及び役員の生年月日、役職名、性別、本籍及び住所
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、性別、本籍、住所並びに保有する株の出資の額に占める出資の割合
- (6) 申請者に次条第6項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名、生年月日、役職名、性別、本籍及び住所

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び印鑑

登録証明書

- (3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないもの（以下「破産者で復権を得ないもの等」という。）に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書
- (4) 申請者が条例第8条第6号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式第3号）
- (5) 申請者が条例第8条第6号クに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書）
- (6) 申請者が法人である場合にあっては、役員住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (8) 申請者に次条第6項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9) 土地所有者一覧表

- (10) 事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (11) 申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
- (12) 申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
- (13) 施工管理者であることを証する書面
- (14) 土地の所有者の同意書（様式第4号）の写し
- (15) 隣接地権者の同意書（様式第4号の2）及び周辺住民の同意書（様式第4号の3）の写し並びに同意取得の範囲を示す図面
- (16) 事業に用いる土砂等の搬入計画（様式第5号）
- (17) 土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第6号）
- (18) 土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第6号の2）
- (19) 事業に用いる土砂等の搬入経路図
- (20) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (21) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (22) 事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- (23) 事業に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあつては、土質柱状図
- (24) 事業に用いる土砂等の予定容量計算書
- (25) 事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第7号）及び地質分析結果証明書（様式第8号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）（当該事業に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあつては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面）
- (26) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(27) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(28) 事業区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類

(29) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項第25号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第3の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第4の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

(許可基準)

第7条 条例第8条第1号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第8条第2号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

3 条例第8条第3号の規則で定める物質は、別表第3の左欄に掲げる物質とする。

4 条例第8条第3号の規則で定める基準は、別表第3の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

5 条例第8条第5号の規則で定める基準は、別表第4の中欄に掲げる基準値のとおりとする。

6 条例第8条第6号ケ及びコの規則で定める使用人は、事業を行う者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(許可書等の交付)

第8条 市長は、条例第7条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、許可又は不許可の決定をし、土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の開始の届出）

第9条 条例第9条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業開始届（様式第10号）により行うものとする。

（標識）

第10条 条例第11条の規定により事業区域に設置する標識は、事業表示板及び危険防止表示板（様式第11号）とする。

（変更の許可申請）

第11条 条例第12条第1項の規定による許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書（様式第12号）に、第6条第3項に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 事業に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）
- (3) 事業の施工に関する計画の変更（前2号又は次号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）
- (4) 事業の請負人の氏名又は名称及び住所（請負人の変更を伴わない場合に限る。）並びに法人にあっては、その代表者の氏名（代表者の変更を伴わない場合に限る。）の変更

（変更許可書等の交付）

第12条 市長は、条例第12条第1項の規定による許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、許可又は不許可の決定をし、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業休止等の届出）

第13条 条例第13条の規定による事業休止等の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業休止（再開・廃止）届（様式第14号）により行うものとする。

（地位承継の届出）

第14条 条例第16条第2項の規定による地位承継の届出は、地位承継のあった日から10日以内に地位承継届（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類

(2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）

(3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書
(帳簿への記載等)

第15条 条例第17条第1項の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第16号）により毎日行わなければならない。

2 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 事業区域の位置
- (3) 記録者氏名
- (4) 土砂等発生元ごとの申請量
- (5) 搬入時刻
- (6) 搬入車両登録番号
- (7) 搬入業者の名称
- (8) 運転者氏名
- (9) 数量
- (10) 土砂等の積込み場所
- (11) 搬入済量
- (12) 施工作業の内容
- (13) その他事業の施工に必要な事項

3 条例第17条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し
- (2) 報告に係る期間の末日における事業区域の構造に関する図面

4 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域の位置及び面積
- (2) 事業に用いる土砂等の数量
- (3) 事業に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量
- (4) 報告に係る期間内に事業を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

- (5) 事業に着手してから報告に係る期間の末日までに事業を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(土壌の調査等)

第16条 条例第18条に規定する土壌の調査は、第6条第4項の規定を準用する。

2 前項の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

3 条例第18条の規定による報告は、土壌調査結果報告書（様式第18号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前号の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

(書類の備付け及び閲覧)

第17条 条例第19条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から行うものとし、条例第13条の規定により事業の廃止を届け出たとき、条例第20条の規定により事業完了の確認を受けたとき又は条例第21条の規定により許可の取消しを命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第19条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 条例第9条及び条例第13条の規定により市長に提出した届出書の写し

(2) 条例第12条第1項の規定により市長に提出した変更許可申請書の写し

(3) 条例第17条第2項の規定により市長に提出した報告書の写し

(4) 条例第18条の規定により市長に提出した報告書の写し

(5) 条例第27条の規定により市長に提出した報告書の写し

(完了の届出)

第18条 条例第20条の事業完了届は、様式第19号とする。

2 市長は、前項の事業完了届が提出されたときは、事業の完了検査を実施するものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第28条第2項の身分を証明する証明書は、身分証明書（様式第20号）とする。

(公表の方法)

第20条 条例第29条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 命令の内容

(2) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(3) 違反等の事実

(4) 事業区域の位置

(5) 事業区域の面積

(6) 事業を行った期間

2 条例第29条の規定による公表は、下妻市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

(施行規則)

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う土地の埋立て等について適用し、この規則の施行の前に行う土地の埋立て等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第7条関係）

1 事業に伴う隣接境界との段差、土留等について次に掲げる措置を講じること。

(1) 埋立て又は盛土の場合

ア 隣接境界との段差 50センチメートル未満とする。ただし、土地利用上やむを得ないと認められ、かつ、安全性が認められるときは、この限りでない。

イ 土留の措置 土砂等の流出を防ぐため適切な処置を行うこと。

(2) 堆積の場合

ア 堆積の高さ等 一山の高さは、250センチメートル以内とする。

イ 安全帯 土砂等の周囲に幅250センチメートル以上の安全帯を設けること。

2 のり面の勾配は垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。

別表第2（第2条、第7条関係）

事業の施工管理及び近隣住民等への周知	1	事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。
	2	事業の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
	3	事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。

	<p>また、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>4 事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。</p> <p>5 事業区域への搬入は、原則として、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。</p> <p>6 事業区域の出入口に、条例第7条第1項本文の規定により許可を受けた者については様式第11号の標識を、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事業を行う者については事業を行う者の住所、氏名及び連絡先（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び連絡先）を表示した標識を設置すること。</p>
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	<p>1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>2 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>3 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
騒音及び振動の防止対策	<p>1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 搬入経路が通学路に該当し、児童及び生徒の登下校に安全上の支障があると市長が判断した場合は、登下校時間帯の搬入車両の通行は行わないこと。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>

	<p>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</p> <p>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。</p> <p>7 事業の実施に当たり、道路、道路構造物及び交通安全施設に破損を与えるおそれがあるとこれら道路等管理者が判断した場合は、当該管理者が指示する方法に従い土砂等の搬入を行うこと。</p>
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>1 事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p>

別表第3（第6条、第7条関係）

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機 ^{リン} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法（規格65.2.6に

	リグラム以下	定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170_7の7の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
ヒ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る ^ひ 砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体にあつては日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これ

		を省略することができる。) 及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{リン}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第4（第6条、第7条関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211_200「土懸濁液のpH試験方法」

下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
申請の手引き

平成31年5月1日 発行

申請窓口・問合せ先

下妻市市民部生活環境課

茨城県下妻市本城町2-22

電話 0296-43-8234

FAX 0296-44-7833